

防府市建設工事における「施工体制の適正化」に関する
事務取扱要領

平成30年3月16日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めのあるものを除くほか、防府市が発注する建設工事（防府市建設工事等請負業者選定事務要綱第1条に規定する「建設工事」をいう。以下同じ。）において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第16条及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第5条の規定に基づき、施工体制及び施工状況の実態を把握し、公共工事の適正な施工体制の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(点検の実施)

第2条 工事主管課長は、工事契約の適正な履行を確保するため、建設工事について以下の点検を行うものとする。

- (1) 施工体制台帳等に関する点検
- (2) 工事現場における施工体制の点検

(点検の対象)

第3条 前条における点検の対象となるのは、以下の工事とする。

- (1) 施工体制台帳等に関する点検
下請契約を締結する全ての建設工事
- (2) 工事現場における施工体制の点検
設計金額1,000万円以上の建設工事

(点検者)

第4条 工事主管課の当該工事の工事監督員（以下、「点検者」という。）が点検を行うこととする。

(点検方法)

第5条 点検方法は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 施工体制台帳等に関する点検
点検者は、施工体制台帳等の写しが提出された場合、1次下請

負人ごとに「施工体制台帳チェックリスト」（第1号様式）により点検を行うものとする。また、2次下請負人以降が提出する再下請負人通知書の内容及び添付書類の写しについても、本様式に準じて点検を行うものとする。

(2) 工事現場における施工体制の点検

点検者は、下請負工事の着手後、工事施工期間中1回以上、「工事現場における施工体制の点検票」（第2号様式）により、受注者に事前通告せずに工事現場の点検を行うものとする。

(点検の評価及び指導方法)

第6条 点検の評価及び指導方法は次のとおりとする。

(1) 施工体制台帳等に関する点検

点検者は「施工体制台帳チェックリスト」の基準に基づいて項目ごと点検を行い、不適切な項目等については、受注者に対し指導を行うものとする。

(2) 工事現場における施工体制の点検

点検者は「工事現場における施工体制の点検票」の各項目ごとに点検を行うものとする。

なお、「不適」の項目がある場合は、点検者から受注者に対し口頭により是正の指示を行い、その内容を点検票に記載するものとする。また、口頭による指示で是正されない場合は、「指摘事項指示書」（第3号様式）により文書で受注者へ是正を指示するものとする。

2 前項の規定において、法令違反等の疑いがある場合又は受注者が是正措置を行わなかった場合は、工事主管課長から入札検査室長へ報告するものとする。

(その他)

第7条 工事現場等における施工体制の点検を行った場合は、工事主管課長は入札検査室長へ工事完成検査を依頼する際に、「工事現場等における施工体制の点検票」を提示するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

施工体制台帳チェックリスト

工事名	
受注者名	
請負金額	

元請に関する事項

事 項	チェック基準等	内 容
必要事項の記入 添付書類	必要事項が記入され、添付書類が揃っているか。(建設業法施行規則第14条の2) 添付書類: 発注者との契約書の写し 主任(監理)技術者の「必要な資格を証明するものの写し」、「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するものの写し」 専門技術者(置いた場合に限り)「資格及び雇用関係を証明するものの写し」	適・否
下請負代金	下請負に付す総額が4,000万円以上(建築一式工事にあっては6,000万円以上)になる場合、特定建設業の許可はあるか。(建設業法第3条、建設業法施行令第2条)	特定・一般
保険加入状況(元請)	健康保険への加入状況	加入・未加入・適用除外
	厚生年金保険への加入状況	加入・未加入・適用除外
	雇用保険への加入状況	加入・未加入・適用除外

(注)元請に関する事項のチェックについて、下請の追加のみの場合など記載事項に変更がない場合は省略できる。

下請に関する事項

下請業者名			
事 項	チェック基準等	内 容	
必要事項の記入 添付書類	必要事項が記入され、添付書類が揃っているか。(建設業法施行規則第14条の2) 添付書類: 元請と下請の契約書の写し 再下請負がある場合は、2次下請以降における再下請負通知書及び契約書の写し	適・否	
下請負人	一括下請負に該当するものではないか。また、上請けの場合は特に注意すること。(建設業法第22条)	一括・部分	
	建設業許可の無い業者に500万円以上(建築一式工事にあっては1,500万円以上)の下請をさせていないか。(建設業法第3条、建設業法施行令第1条) なお、元請業者から下請業者へ支給される材料費は請負金額に加算されるため注意すること。(建設業法施行令第1条の2第3項)	適・否	
下請負代金	下請負代金は、下請負に付した工事内容及び工事量と対比して適切か。 (請負対象設計額の概ね直接工事費以上とされているか確認可能な範囲で確認する。)	適・否	
	下請負に付す総額が4,000万円以上(建築一式工事にあっては6,000万円以上)になる場合、特定建設業の許可はあるか。(建設業法第3条、建設業法施行令第2条)	特定・一般	
下請工事の工期	工程表と対比し適切であるか。	適・否	
下請負契約書	標準約款等の契約書により締結されているか。 (少なくとも建設業法第19条の必要事項(裏面参照)を記載した契約を締結するよう指導すること。)	適・指導	
支払条件	前払金	前払金がない場合、下請代金についても前払金がないか。特に資材の購入等工事の着手に必要な費用については、前払金として手当がなされているか。	有・無
	部分払	下請負人が不利とされていないか。(定期的に出来高の90%以上が支払われることが望ましい。)	%
	完成払等の支払の時期	元請が支払いを受けてから1月以内とされているか。(特定建設業者は、引渡しの申し出があつてから代金の支払いまで50日以内。)	(部分払) (完成払) 日 日
	現金比率	現金払の比率はおおよそ50%以上とされているか。 特に、労務費相当分は100%現金払とされているか。	(部分払) (完成払) 日 日
	手形の期間	手形の期間は、120日以内とされているか。	(部分払) (完成払) 日 日
保険加入状況(下請) (未加入の場合は、加入するよう指導すること。)	健康保険への加入状況	加入・未加入・適用除外	
	厚生年金保険への加入状況	加入・未加入・適用除外	
	雇用保険への加入状況	加入・未加入・適用除外	
市内企業の活用状況	1次下請の業者は市内業者か。(総合評価の場合は2次下請以降も市内業者か。) 1次下請業者が市外業者の場合は、理由書を提出しているか。	市内・市外	
同一入札参加業者への下請負状況	同一入札参加業者(辞退した者を含む。)への下請金額(複数の同一入札参加業者へ下請を発注する場合は、当該下請金額の合計。)は、請負金額の3割以内か。(2次下請以降も同様。) (防府市建設工事等契約事務手続要綱第8条)	適・否	
指名停止の状況	下請業者が「防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けていないか。	適・否	

指導事項等

--

工事現場における施工体制の点検票

係	係長	技術補佐	課長補佐	課長	報告

点検実施日	令和 年 月 日				
工事担当課			点検者氏名		
工事名			受注者名		
工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日		請負金額		
現場代理人			主任(監理)技術者		

検査項目			適	不適
技術者の配置	現場代理人	① 当該工事の現場に常駐しているか		
		② 配置技術者選任届に記載の人物と同一か		
	主任技術者	③ 当該工事に専任しているか(請負金額が金額が3,500万円(建築一式は7,000万円)以上の場合)		
		④ 配置技術者選任届に記載の人物と同一か		
	監理技術者 (下請総額が4,000万円 (建築一式工事は6,000万円)以上の場合)	⑤ 当該工事に専任しているか		
		⑥ 配置技術者選任届に記載の人物と同一か		
		⑦ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を携帯しているか		
適切な施工体制の確保	施工体制台帳	⑧ 施工体制台帳は現場に備え付けられているか		
		⑨ 提出された写しと配備されている台帳は同一か		
	施工体系図	⑩ 施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか		
		⑪ 施工体系図に記載のない業者が作業をしていないか		
	下請けの内容	⑫ 提出された写しと掲示されている施工体系図は同一か		
		⑬ 下請業者の主任技術者は配置されているか		
⑭ 下請契約金額が3,500万円(建築一式は7,000万円)以上の場合、下請業者の主任技術者は専任しているか				
その他	建設業許可	⑮ 一括下請等の不適切な体制はないか		
		⑯ 建設業の許可を示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されているか(下請負人を含む)		
	建退共制度	⑰ 建退共制度に関する標識が労働者の見やすい場所に掲示されているか		
	労災保険	⑱ 労災保険関係の項目が労働者の見やすい場所に掲示されているか		
再下請負関係	⑲ 下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか			

不適であった項目の詳細及び指示内容	指示に対する是正状況

※是正を確認した日付を記入すること。

点検要領

- 1 項目ごとに点検を行い、適切でない項目については、工事監督員から受注者へ指導を行うこと。
- 2 法令違反、要綱違反等の疑いがある場合は、工事主管課長から入札検査室長に報告すること。
- 3 施工体制台帳の変更、追加の場合は、該当箇所のみ点検を行うこと。
- 4 2次下請負人以降については、チェックリストを作成する必要はないが、本チェックリストに準じて点検を行うこと。

<参考>建設業法第19条

第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 七 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十二 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十四 契約に関する紛争の解決方法

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

< 裏面 >

チェック方法
<p>1 各項目ごとに「適」「不適」のどちらかにチェックを付ける。全ての項目が「適」であれば、本点検票により点検結果を工事主管課長へ報告する。</p> <p>2 「不適」があった場合は、その場で口頭により是正を指示する。その場で是正できるものについては、指示した内容等を、「不適であった項目の詳細及び指示内容」及び「指示に対する是正状況」に記入し、点検結果を工事主管課長へ報告する。</p> <p>3 「不適」の項目がその場で是正できないものについては、期限を定めて是正を指示する。その場合は、点検実施時点の点検票(指示内容まで記入)を工事主管課長へ一旦、報告する。定めた期限内で是正を確認後、「指示に対する是正状況」に是正を確認した日付とともに内容等を記入し、工事主管課長へ再度、報告する。</p> <p>4 口頭による指示をしても是正が見られない場合は、第3号様式により書面で是正を指示する。</p> <p>5 書面による指示によっても是正が見られない場合は、工事主管課長から入札検査室長へ報告する。</p>

項目別の点検要領		
技術者の配置	現場代理人	現場代理人が現場に常駐しているかの確認を行う。なお、現場代理人の兼務を承認している場合は、適切な連絡体制が取れているかどうかを確認する。 疑義がある場合は現場での把握頻度を増やす。
	主任技術者	請負金額が3,500万円(建築一式は7,000万円)以上の場合は、当該工事に専任していることをヒアリングや日報等で確認する。
	監理技術者 (下請総額が4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上の場合)	なお、専任とは現場に常駐することとは異なり、他の工事現場にかかる職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場にかかる職務にのみ従事することをいう。 不在の場合は発注者への事前連絡の有無、用件・用務地を確認し、把握頻度を増やす。
適切な施工体制の確保	施工体制台帳	施工体制台帳は現場に備え付けられているか、また、再下請負通知書、下請契約書の写し等必要な書類が添付されているか確認する。(建設業法 第24条の7第1項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)
	施工体系図	施工体系図に記載のない業者が作業をしていないか、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか等について確認する。(建設業法 第24条の7第4項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) また、一括下請負の恐れがないか把握する。
	下請けの内容	下請契約金額が3,500万円(建築一式は7,000万円)以上の場合、下請業者の主任技術者は専任しているか確認をする。なお、確認方法等は「技術者の配置」の主任技術者、監理技術者と同様とする。
その他	建設業許可	建設業の許可票が公衆の見やすい場所に掲示されているか(下請業者のものも含む) (建設業法 第40条、建設業法施行規則 第25条)
	建退共制度	建設業退職金共済組合への加入標識が労働者の見やすい場所に掲示されているか。 (建退共制度是正方策について(平成11年3月18日労働省、建設省、建退共本部通知)、公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針 第2措置5(3)ハ)
	労災保険	労災保険関係成立票が現場に掲示されているか。(労働者災害補償保険法施行規則 第49条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第77条)
	再下請負関係	再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示が行われているか。(建設業法施行規則第14条の3)

第 3 号様式

第 号

年 月 日

様

工事主管課長

指摘事項指示書

施工体制の点検の結果、下記の指摘事項については是正を指示します。

工 事 名	
点 検 者	
点 検 年 月 日	
指 示 年 月 日	
指 示 事 項	